

○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	管理している事務所
一般国道	4号	須賀川市森宿字関表155番3から同市森宿字関表17番2まで	郡山国道事務所
一般国道	4号	須賀川市山寺町56番から同市森宿字北向80番7まで	郡山国道事務所
一般国道	4号	岩瀬郡鏡石町境171番から同町五斗蒔町204番1まで	郡山国道事務所
一般国道	4号	岩瀬郡鏡石町久来石624番から同町大池145番2まで	郡山国道事務所
一般国道	4号	岩瀬郡鏡石町前山377番から同町大池140番13まで	郡山国道事務所
一般国道	49号	郡山市田村町栃本字谷地286番1から同市田村町栃本字龍ヶ馬場133番1まで	郡山国道事務所
一般国道	49号	郡山市喜久田町堀之内字千杯田16番2から同市喜久田町堀之内字向五升蒔37番1まで	郡山国道事務所
一般国道	49号	耶麻郡猪苗代町大字堅田字浜田1215番2から同町大字長田字村前47番まで	郡山国道事務所
一般国道	49号	河沼郡会津坂下町字上口500番1から同町古町川尻359番1まで	郡山国道事務所
一般国道	49号	会津若松市神指町榎木壇226番から同市神指町大字北四合字東神指31番1まで	郡山国道事務所
一般国道	49号	会津若松市町北町大字中沢字新田28番6から同市町北町中沢西4番まで	郡山国道事務所

○制限の対象とする占用制限

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

○占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。